

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年9月1日付けで行った、法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分について、法30条1項本文及び33条1項本文、日本国憲法14条（審査基準逸脱による平等原則違反）並びに行政手続法8条1項に係る違法がある旨を主張しているものと解される。

- (1) 法30条1項は、居宅保護の原則を明らかにしている。住宅費が認定される場合について規定した「生活保護法による保護の実施要領について」第7・4・(1)・カの「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当するものとして、「生

活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第7・問30・答6は、「宿所提供施設、無料低額宿泊所（略）等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合」を挙げており、これに該当する請求人が、敷金等の転居費用支出の要件を満たすことは明らかである。

- (2) 上記「居宅生活ができると認められる場合」の認定について、処分庁は、申請者からの十分な事情聴取、活用可能な社会資源の検討及び関係機関の意見聴取を行った上でなければ、本件申請を却下できないはずであるが、本件処分には、これらの検討を怠った違法がある。
- (3) 仮に上記(2)の検討が形式的に行われていたとしても、請求人について、金銭管理能力、健康管理能力及び対人能力を疑わせる具体的な事情は認められず、本件処分には、これらの事情の考慮を怠った違法がある。
- (4) 本件処分は、根拠法令や具体的な却下理由の明示を欠いており、行政手続法8条1項について、理由不備の違法がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月24日	諮問
平成29年3月24日	審議（第7回第3部会）
平成29年4月14日	審議（第8回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、1号で「生活扶助」、3号で「住宅扶助」を挙げている。

そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしており、法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とするものとしている。

また、法30条1項は、生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとしつつ、ただし書において、これによることができないとき、これによっては保護の目的を達し難いとき、又は被保護者が希望したときについては、被保護者を救護施設、更生施設又はその他の適当な施設に入所させること等ができるものとしている。

- (2) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、局長通知第7・4・(1)・オに規定する特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、当該額に3を乗じて得た額の範囲

内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこととされている（局長通知第7・4・(1)・カ）。

そして、同じく地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、上記「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、「宿所提供施設、無料低額宿泊所（略）等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができる」と認められる場合」等に該当する場合で、敷金等を必要とする場合に限られるとされている（課長通知第7・問30・答6）。

また、局長通知第7・4・(1)・キには、保護開始時において安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができる」と認められる者に限る。）が住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合について、上記の同カの場合と同様の特別基準の設定に係る規定があり、上記「居宅生活ができる」と認められる者の判断方法について、課長通知によれば、「居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の

方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。」とされている（課長通知第7・問78・答）。

さらに、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）は、上記「居宅生活ができると認められる者」の判断の視点について、「面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況」のほか、基本的項目として、「金銭管理」、「健康管理」、「家事、家庭管理」、「安全管理」、「身だしなみ」及び「対人関係」（以下「判断の視点の6項目」という。）を挙げている（問答集問7-107・答）。

- 2 これを本件についてみると、本件申請の取扱いについては、平成28年8月31日、〇〇区福祉事務所内においてケース診断会議が開催され、これまでの担当職員による面談により得られた情報、請求人のかかりつけ医師の意見等を踏まえ、課長通知及び問答集に照らし、「居宅生活ができると認められる者」の判断基準に基づく検討がなされたことが認められる。

そして、判断の視点の6項目のうち、「金銭管理」については、これまでに請求人が所持金を浪費して〇〇区福祉事務所を訪れたことが複数回あること、「健康管理」については、請求人が精神疾患を患っており、かかりつけ医師の受診を勧めているにもかかわらず、自らの判断で通院及び服薬を中断していること、「家事、家庭管理」については、請求人が過去に利用していたビジネスホテルにおいて、担当職員が訪問した際、衣服や生活物品が散乱し、長期間清掃された様子が見られない状況があったこと、「対人関係」については、請求人が過去に利用していた簡易宿泊所において頻繁に迷惑行為を起こして退所となったことや、担当職員等との面談時に怒鳴り散らし書類を投げつけるなどの行為や恫喝する

様子、面談の無断欠席を繰り返す等の状況が認められたこと等の事実が認められ、6項目中4項目において問題がみられることから、請求人について「居宅生活ができると認められる者」の基準には該当しないものと判断されたことが認められる。

そうすると、上記ケース診断会議においては、請求人による居宅生活の可否について、担当職員による面談及び居所の訪問、請求人のかかりつけ医師への照会等により得られた情報を根拠として、請求人の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況等に基づいて総合的な検討が行われたものと認められ、その結果を踏まえて処分庁が行った本件処分は、上記（1）の法令等の定めに沿ったものであることが認められる。

そして、ケース診断会議における上記検討内容を踏まえれば、請求人について「居宅生活ができると認められる者」の基準には該当しないとした判断について、不合理なものとは認められず、本件申請を却下した本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記第3・(1)から(4)までの理由により、本件処分について、法、日本国憲法及び行政手続法に係る違法がある旨を主張しているので、以下、これらの点について検討する。

(1) 請求人は、法30条1項は居宅保護の原則を明らかにしており、簡易宿泊所を一時的な起居の場として利用している請求人が、敷金等の転居費用支出の要件を満たすことは明らかであると主張する（第3・(1)）。

しかし、法30条1項の規定は、「なるべく被保護者の居宅において保護を行うことが最も人情に適した方法であり、且つ、施設の設置に要する経費を節減し得る」ことから、法による生活扶助の方法として居宅保護を原則とすること（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」434頁参

照)を規定したものにすぎず、必要に応じて救護施設等における保護の実施も認めているのであって(1・(1))、法が、簡易宿泊所等を利用する個別の被保護者について、アパート等における居宅生活への移行を制度的に保証するものではない。

そして、被保護者に対して転居に係る費用を保護費として支給することができる場合の基準は、局長通知、課長通知等に具体的に示されているところ、処分庁が、これらの基準に即して本件申請を却下した本件処分に違法又は不当は認められないのであるから、請求人の上記主張に理由はない。

- (2) 請求人は、処分庁は申請者からの十分な事情聴取、活用可能な社会資源の検討及び関係機関の意見聴取を行った上でなければ、本件申請を却下できないはずであるが、本件処分においては、これらの検討を怠っており、また、請求人の金銭管理能力、健康管理能力及び対人能力を疑わせる具体的な事情は認められず、本件処分には、これらの事情の考慮を怠った違法があると主張する(第3・(2)及び(3))。

しかし、処分庁は、請求人のかかりつけ医師の意見を聴取した上で、請求人の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況等に基づくケース診断会議の具体的な検討を踏まえて本件処分を行ったものと認められ、判断の視点の6項目に係るケース診断会議の検討内容を見れば、請求人が「居宅生活ができる」と認められる者の基準には該当しないと判断が不合理なものとは認められないのは、上記(2)のとおりであるから、請求人の上記主張には、いずれも理由がない。

- (3) 請求人は、本件処分は根拠法令や具体的な却下理由の明示を欠いており、行政手続法8条1項について、理由不備の違法があると主張する(第3・(4))。

なお、行政手続法は、行政手続に関する一般法であり、同法

8条1項は、許認可等の申請に対して行政庁が拒否する処分をする場合に、申請者に処分の理由を示すことを義務付けるものであるが、法24条3項及び4項は、保護の開始の申請に対する実施機関の決定について、保護を要する場合の決定等も含め、決定の理由を付した書面により申請者に通知することを義務付けており、これらの規定は同条9項により保護の変更の申請の場合にも準用されるから、本件処分通知書における却下理由の記載は、直接にはこの規定を根拠とするものと解される（行政手続法1条2項）。

これを本件についてみると、本件処分通知書には、本件申請を却下する理由について、「金銭管理、健康管理、対人関係等で居宅生活に必要な項目を満たさないため。」、「既存の布団類を使用できるため。」及び「転宅を行わず、最低生活に直接必要な家具什器を補填する必要があるため。」と記載されている。

これらの理由のうち、「金銭管理、健康管理、対人関係等で居宅生活に必要な項目を満たさないため。」は本件申請書上の各申請項目のうち「敷金等」及び「前家賃」に対応する記載であり、「既存の布団類を使用できるため。」は「新規布団代」に対応する記載であり、「転宅を行わず、最低生活に直接必要な家具什器を補填する必要があるため。」は「家具什器類」に対応する記載となっている。

そうすると、本件説明書面の各要件は、判断の視点の6項目に対応する内容となっている。

なお、平成28年8月12日に請求人が担当職員に転宅の相談を行った際、担当職員は、本件説明書面を提示した上で、アパートへの転宅は「居宅生活ができると認められる者」に該当すると判断された者に限り可能であること、当該判断は〇〇区

福祉事務所内のケース診断会議において検討すること等について説明し、請求人は同月17日に、請求人が本件説明書面の各要件を満たす旨を同書面に追記し、署名及び捺印をして担当職員に提出していることが認められる。したがって、転宅費を保護申請した場合の判断に係る具体的な基準及び手続の概要については、本件処分までに既に担当職員から請求人に対して説明され、請求人もこれを了知していたものと認められる。

以上の点を勘案すれば、請求人について、「居宅生活ができると認められる者」の基準には該当しないと判断し本件申請を却下したことについて、「金銭管理、健康管理、対人関係等で居宅生活に必要な項目を満たさないため。」等の却下理由が記載された本件処分通知書について、請求人が本件処分の理由及び根拠を了知する上で、本件処分の取消しを免れないほどに処分理由提示について瑕疵があるとまで認めることはできないものである。

したがって、請求人の上記主張には、理由がない。

- (4) 以上のとおり、本件処分について、法及び行政手続法に係る違法又は不当な点を認めることはできず、法の下での平等を定めた日本国憲法14条に違反するとも認められないから、請求人の上記（第3）の主張は、いずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成